

## 会 則

### 第1条 名称

本スクールは、水夢館スポーツクラブと称します。(以下「本クラブ」という。)

### 第2条 目的

水夢館の施設を利用することにより、身心の健康増進に寄与し会員相互の親睦を図ることを目的とします。

### 第3条 会員の種類

- 1) マスター会員
- 2) スチューデント会員
- 3) 子供スクール会員
- 4) フリースクール会員
- 5) マタニティスクール会員
- 6) 産後ピクス会員
- 7) 健康運動教室会員
- 8) ベビースイミングスクール会員
- 9) 法人会員

### 第4条 会員の資格

本クラブの会員は、次の各項に該当する方とします。  
1) 健康状態が良好な方(但し、高校生以下は保護者の同意を得た方)

### 第5条 会員証

本クラブは、会員に対して会員証を交付します。会員がスクール及びトレーニング室を利用する時は、必ずこの会員証を提示して頂きます。又、会員証を他人に貸与、譲渡することはできません。

### 第6条 会員資格の一時停止

会員で、次の各項に該当する場合は、会員の資格が一時停止し、その資格を失う場合もあります。

- 1) 受講料を一ヶ月以上滞納したとき
- 2) 本会則に違反したとき
- 3) 稚内市体育施設条例第4条の使用の不承認に該当したとき

### 第7条 退会

会員が本会を退会しようとするときは、前月の25日までに所定の退会届を提出していただき、最終受講日に会員証は返却していただきます。この場合既納の受講料は返還しないものとします。

### 第8条 会員資格の喪失

会員は次の場合その資格を喪失します。

- 1) 退会
- 2) 死亡
- 3) 傷病等により会員を継続することが不可能となった場合
- 4) 水泳スクールの最上級クラスを終了したとき

### 第9条 入会手続き

本クラブに入会を希望する方は、本クラブが定める所定の申込書により行わなければなりません。

なお、締切日はその月の25日までとします。

### 第10条 受講料

会員は細則で定める受講料を、納入しなければなりません。尚、納入された受講料は返還できません。

### 第11条 継続入会

会員から退会の申し出がないかぎり、自動的に継続するものとします。

### 第12条 施設の利用料

会員がスクール受講のため施設を利用する場合、及びスチューデント会員が施設を利用する場合は細則で定めた施設利用料をお納めいただきます。

### 第13条 施設の休館及び利用制限

休館日は稚内市体育施設条例施行規則に定めた日とするほか、次の場合スクールを休講することがあります。この場合事前に掲示板等で連絡いたします。

- 1) 館が主催する催し物あるとき
  - 2) 館の都合によりやむを得ない理由が生じたとき
- 但し、トレーニング室のみ利用可能のときは、会員の希望に応じ、利用を制限しない場合があります。

### 第14条 責任事項

会員(高校生以下は保護者)は、自己の健康に十分配慮し、利用するものとします。本クラブで発生した盗難又は負傷等の事故については、本クラブに故意又は重大な過失がある場合を除き、自己の責任においては処理していただきます。又施設利用中事故の責に帰す事由によって本クラブ又は第三者に損害を与えた場合はその賠償の責を負うものとします。

### 第15条 料金の変更

受講料については、諸情勢の変化に伴い変更する場合があります。この場合事前に会員に連絡いたします。

### 第16条 変更事項の届け出

会員は会員証の紛失や住所又は連絡先の変更等のあった場合、速やかに本クラブに届け出ていただきます。

### 第17条 細則

本会則に定めのない事項及びクラブ運営上必要な事項は別に細則で定めます。

### 第18条 改訂

本クラブが必要と認めた場合、会則及び細則の改訂をすることができ、その効力は会員全員に及ぶものとします。その場合、会員に通知するとともに、本クラブ内に提示するものとします。会員は会則及び細則の改訂に対し、意義の申し出はできないものとします。

## 細 則

### 第1条 入会手続

- 1) 所定の申込書及び問診表(高校生以下の方は保護者の承諾書が必要で)
- 2) 初回受講料

### 第2条 受講料及び水夢館使用料

区 分	対 象	受講料	備考
マスター会員	16歳以上	月額 3,200円	
スチューデント会員	中高生	年額 1,000円	
子供スクール会員	幼児・小中学生	月額 2,000円	
子供スクール会員(パレー)	小学生	月額 3,000円	
フリースクール会員	16歳以上	月額 3,000円	
マタニティスクール会員	妊娠 14週～37週	月額 3,000円	
産後ピクス会員	産後 5週目～1年	月額 3,000円	
健康運動教室会員	低体力者	月額 3,000円	
ベビースイミングスクール会員	生後4ヶ月から満3歳までの乳幼児	月額 3,000円	
法人会員		月額 30,000円	

- 1) 週1回コースの料金が原則ですが、週2回受講希望の方は別途申込みして頂きます。

区 分	対 象	使用料	備考
マスター会員	16歳以上	1ヶ月使用料 1,800円 1回使用料 300円	高齢者・障害者の場合※
スチューデント会員	中高生	1ヶ月使用料 1,000円 1回使用料 200円	1回使用料はジムのみ
子供スクール会員	幼児・小中学生	1ヶ月使用料 500円 1回使用料 100円	中学生の1ヶ月使用料は1000円
フリースクール会員	16歳以上	1ヶ月使用料 1,800円 1回使用料 300円	高齢者・障害者の場合※
マタニティスクール会員	妊娠 14週～37週	1ヶ月使用料 1,800円 1回使用料 300円	
産後ピクス会員	産後 5週目～1年	1ヶ月使用料 1,800円 1回使用料 300円	会場が保福センターの場合は無料
健康運動教室会員	低体力者	1ヶ月使用料 1,800円 1回使用料 300円	高齢者・障害者の場合※
ベビースイミングスクール会員	生後4ヶ月から満3歳までの乳幼児	1ヶ月使用料 1,800円 1回使用料 300円	
法人会員	法人・団体	1ヶ月使用料 1,800円 1回使用料 300円	

※) 高齢者・障害者の1ヶ月使用料は1000円、1回使用料は200円になります。

### 第3条 使用時間

- 1) スクール会員: 入館はスクール開講時間の30分前から、退館時間はスクール終了後60分以内(着替え含む)
- 2) スチューデント会員(中学生は保護者が同伴していない場合は19時までとする)

### 第4条 受講料等の納入方法

- 1) 受講料は館に備え付けの券売機をご利用のうえ、納めていただきます。
- 2) 新規会員については申込み時に、継続会員については翌月分を前月の25日までに、スチューデント会員については加入又は継続の1年毎に納めてください。

### 第5条 会員証の紛失

会員証を紛失した場合は再発行しますので、速やかに申し出てください。

### 第6条 休 会

休会は、原則として認めません。但し、病気・ケガ等やむを得ない事情の場合は、理由を審査したうえで、認める事もあります。その際、休会届を前月の25日までに提出してください。

### 第7条 コースの変更

会員が受講する曜日、時間帯の変更を希望するときは所定の届出を前月25日までに提出してください。

### 第8条 改 訂

本クラブが必要と認めた場合、細則の改正をする事ができ、その効力は全ての会員に及ぶものとします。